○特定高圧ガス消費施設変更届（一般則、液石則）

根拠法令

・法第２４条の４第１項　　一般則第５６条
　　液石則第５４条

適　　用

・消費施設の変更の工事
・消費する特定高圧ガスの種類の変更
・消費の方法の変更

必要書類（あらかじめ届出）

１．特定高圧ガス消費施設等変更届書（一般則様式第３０、液石則様式２９）
２．消費施設等明細書（記載すべき事項及び添付すべき図面）
　（１）消費の目的
　（２）特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力
　（３）法第２４条の３第１項及び第２項の技術上の基準に関する事項
　（４）特定高圧ガスの消費のための施設の位置及び付近の状況を示す図面
　　（添付すべき書面又は図面）
　　①事業所全体平面図
　　②消費施設の配置図
　　③消費設備に係るフローシート又は配管図
　　④機器一覧表
　　⑤貯蔵設備等の耐圧・気密試験成績書及び強度計算書に対応する事項
　　（大臣認定品にあっては、認定試験者等成績書）の写し
　　⑥消費設備の基礎の構造を示した図面
３．上記の掲げるものの他、消費事業所に応じて、法第２４条の３第１項及び第２項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
　※変更後と変更前を明確に退避できる書類、上記①から⑥のうち、変更部分について技術上の基準を確認できる書類で足りるものとする。
４．届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）